

# 平成 22 年度 海域の物質循環健全化計画気仙沼湾地域検討委員会

## 設置要綱

### (総 則)

第1条 海域の物質循環健全化計画気仙沼湾地域検討委員会(以下、「気仙沼湾地域検討委員会」という。)の事務、組織、委員その他設置に関する基本的な事項を定めるものである。

### (気仙沼湾地域検討委員会の任務)

第2条 気仙沼湾地域検討委員会は、気仙沼湾地域における海域の物質循環健全化計画検討の実施に当たり、第3条に定める事項について必要な技術的助言を行う。

### (気仙沼湾地域検討委員会の助言)

第3条 気仙沼湾地域検討委員会は、原則として以下の事項について、技術的助言を行うものとする。

- 一 物質循環健全化を図るために必要な調査・検討事項
- 二 気仙沼湾地域における不健全化事象改善のための方策検討
- 三 その他必要な事項

### (気仙沼湾地域検討委員会の組織及び委員)

第4条 気仙沼湾地域検討委員会は、別表1に掲げる委員で組織する。

- 2 委員は、三洋テクノマリン株式会社が委嘱し、非常勤とする。
- 3 委員の任期は、平成23年3月24日までとする。
- 4 委員の互選により座長1名を置く。

### (会議の招集)

第5条 気仙沼湾地域検討委員会は、座長の下承を得て事務局が招集する。

- 2 気仙沼湾地域検討委員会は委員の過半数の出席がなければ、開催しない。

### (雑 則)

第6条 事務局は、気仙沼湾地域検討委員会の会議に出席した行政関係委員を除く委員に対して、委嘱状に定める謝金を支給する。

- 2 気仙沼湾地域検討委員会に参加するための委員交通費は、委員勤務先もしくは自宅からの実費に相当する額を事務局より給付する。
- 3 検討委員(関係行政機関等委員に限る)は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できない場合において、代理のものを指名し、出席させることができる。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月13日から施行する。

## 別表1

### 平成22年度 海域の物質循環健全化計画気仙沼湾地域検討委員会 委員名簿

#### 学識経験者委員一覧

(敬称略)

所属	部署	委員名
東北大学	大学院工学研究科	教授 西村 修
東京大学		名誉教授 寺崎 誠
東京工業大学	大学院理工学研究科	教授 石川 忠晴
石巻専修大学	理工学部	教授 高崎みつる
水産総合研究センター 東北水産研究所	混合域海洋環境部	部長 横内 克己

#### 組合関連委員一覧

(敬称略)

漁協関係	所属	委員名
宮城県漁業協同組合	気仙沼地区支所	運営委員長 菊田正義
	唐桑支所	運営委員長 立花 博

#### 行政関連部局委員一覧

(敬称略)

自治体	部局	所属	委員名
宮城県	環境生活部	環境対策課	課長 氏家國夫
		保健環境センター	副所長兼水環境部長 藤原秀一
	保健福祉部	気仙沼保健所	技術副所長兼環境衛生部長 関内輝男
	農林水産部	水産業基盤整備課	課長 梶塚善弘
		気仙沼地方振興事務所	水産漁港部長 松平 清
		水産総合技術センター 気仙沼水産試験場	場長 山岡茂人
		水産総合技術センター 気仙沼水産試験場 地域水産研究部	研究員 中家 浩
	土木部	河川課	課長 久保田 裕
		気仙沼土木事務所	所長 土生 道
		下水道課	課長 武井昌彦
気仙沼市	市民生活部		市民生活部長 小山邦良
	産業部		産業部長 熊谷秀一
	建設部		建設部長 小野寺伸